

中国地方整備局入札監視委員会第二部会議事運営要領

(定足数及び議決)

第1条 定例会議、再苦情処理会議及び契約変更審査会議(以下「会議」という。)は、部会の委員総数の過半数以上の出席がなければ、開催することができない。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数で決する。可否同数のときは、部会長が決する。

3 緊急やむを得ない事情があり、前2項の会議が開催できない場合には、同項の規定にかかわらず、部会長は、書類の回議をもって会議に替えることを決することができる。

(再苦情の申し立ての却下)

第2条 地方整備局長は、次の各号に掲げる再苦情の申し立てについて却下することができる。

なお、地方整備局長が却下の決定を行った場合は、次回の会議において報告すること。

一 申立期間を徒過したもの

二 苦情の申し立てを行っていない者から再苦情の申し出があったものの

三 苦情の申し立てを却下された者から再苦情の申し出があったもの

(附則)

この要領は、平成13年4月1日から適用する。

(附 則)

この要領は、令和7年7月1日から適用する。